

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 所信表明
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 政治倫理条例違反調査特別委員長報告
- 日程第 7 請願の取下げについて
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成26年度上天草市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号））
- 日程第10 議案第 1号 上天草市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 2号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第 3号 上天草市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第 4号 上天草市大矢野農山村広場公園施設条例及び上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 5号 上天草市阿村高齢者生産活動施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第15 議案第 6号 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 7号 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 8号 上天草市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 9号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第10号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 0	議案第 1 1 号	上天草市伝統文化継承基金条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 2 号	平成 2 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 2 2	議案第 1 3 号	平成 2 6 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
日程第 2 3	議案第 1 4 号	平成 2 6 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 1 5 号	平成 2 6 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 5	議案第 1 6 号	平成 2 6 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 1 7 号	平成 2 6 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 7	議案第 1 8 号	平成 2 6 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 8	議案第 1 9 号	平成 2 6 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 9	議案第 2 0 号	平成 2 6 年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3 0	議案第 2 1 号	平成 2 6 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 3 1	議案第 2 2 号	平成 2 7 年度上天草市一般会計予算
日程第 3 2	議案第 2 3 号	平成 2 7 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第 3 3	議案第 2 4 号	平成 2 7 年度上天草市診療所特別会計予算
日程第 3 4	議案第 2 5 号	平成 2 7 年度上天草市介護保険特別会計予算
日程第 3 5	議案第 2 6 号	平成 2 7 年度上天草市斎場特別会計予算
日程第 3 6	議案第 2 7 号	平成 2 7 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
日程第 3 7	議案第 2 8 号	平成 2 7 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 2 9 号	平成 2 7 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
日程第 3 9	議案第 3 0 号	平成 2 7 年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 0	議案第 3 1 号	平成 2 7 年度上天草市電気事業特別会計予算
日程第 4 1	議案第 3 2 号	平成 2 7 年度上天草市水道事業会計予算
日程第 4 2	議案第 3 3 号	平成 2 7 年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
日程第 4 3	議案第 3 4 号	天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
日程第 4 4	議案第 3 5 号	平成 2 6 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）
日程第 4 5	諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（18名）

議長 田中 勝毅

1 番 何川 誠

2 番 嶋元 秀司

3 番 切通 英博

4 番 塩田 真一

5 番 何川 雅彦

6 番 宮下 昌子

7番	西本 輝幸	8番	高橋 健	9番	小西 涼司
10番	北垣 潮	11番	島田 光久	12番	新宅 靖司
13番	田中 万里	14番	園田 一博	15番	桑原 千知
16番	渡辺 勝也	17番	津留 和子		

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	教 育 長	藤本 敏明
病院事業管理者	樋口 定信	総務企画部長	静谷 正幸
市民生活部長	緒方 雅文	建設部長	澤村 弘史
経済振興部長	川端 義孝	教育部長	舛本 伸弘
健康福祉部長	野崎 秀満	上天草総合病院事務部長	松本 精史
市長公室長兼総務課長	村川 和敬	会計管理者	木本 昌亮
水道局長	藤島 幸治	財政課長	坂田 結二

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 正	局長補佐	原田 和久
参事	小松野洋己	参事	塚本 洋子

開会 午前10時00分

○議長(田中 勝毅君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回上天草市議会定例会を開会いたします。

報道機関から写真撮影の申し出がありましたので、会議冒頭の撮影のみを許可します。

それでは会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（田中 勝毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。
会議録署名議員に8番、高橋健君、9番、小西涼司君を指名いたします。
-

日程第2 会期の決定

- 議長（田中 勝毅君） 日程第2、会期の決定については、去る1月30日、2月19日及び本日、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて協議がなされておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

- 議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

平成27年第1回上天草市議会定例会に当たり、1月30日、2月19日及び本日、委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付しております定例会日程表のとおり、本日2月26日が開会、提案理由説明、3月3日が議案質疑及び委員会付託、4日、5日の2日間一般質問を行います。

常任委員会は9日、10日、11日の3日間開催することとし、3月17日を最終日として委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。また、議会最終日には、議会構成の改選も予定されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

今期定例会に付議されます議案等は39件。その内訳は、議案35件、諮問1件、専決承認2件、請願の取り下げ申し出が1件です。取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

本日、議案第35号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第8号）が配付されております。御確認をお願いいたします。

また、人事案件である諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、委員会への付託を省略し、3月3日の本会議で審議、採決することに決定いたしました。御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

- 議長（田中 勝毅君） お諮りします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり20日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成26年10月分から12月分の例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されております。

次に、去る1月27日、九州市議会議長会第4回理事会が大分県大分市において開催され、出席いたしました。役員の補欠選任の後、第90回九州市議会議長会定期総会等の日程ほか、6議案について協議し、いずれも原案のとおり決定いたしました。

次に、2月13日、全国過疎地域自立促進連盟第125回理事会に出席いたしました。平成27年度事業計画及び予算について協議し、いずれも原案のとおり決定いたしました。

資料等については、必要な方は議会事務局で閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 所信表明

○議長（田中 勝毅君） 日程第4、所信表明。

市長の所信表明がありますので、御静聴願います。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 第1回上天草市議会定例会の開会に際しまして、私の所信を述べる機会を与えていただきましたことに深く感謝を申し上げます。

今後の市政運営に当たり、私の基本的な考え方について、選挙公約に掲げました五つの柱を中心に述べさせていただきたいと思っております。

一つ目は、全力で市政の信頼を回復し、そして再建することです。

市発注の公共工事を舞台として発生いたしました二度の汚職事件は、市民の皆様の行政に対する信頼を著しく失墜させました。このことから、市職員の公正中立な業務の遂行を目指し、職員自身の規範意識の醸成を図るとともに、適正な競争と地場企業育成を両立した入札制度を構築する必要がございます。

具体的には、昨年に策定いたしました上天草市職員倫理規則や上天草市職員コンプライアンスマニュアルを活用して職員研修を充実させるとともに、入札制度においては条件付き一般競争入札の拡充や建設事業者の健全な経営環境及び工事の品質確保に主眼を置いた最低制限価格制度の導入を進めてまいりたいと考えているところでございます。特に、公共工事の発注においては、本年2月に設置・開催した入札監視委員会により、各種事務手続の透明化と公正な競争の確保を目指してまいります。

二つ目は、将来を見据えた行財政改革を行うことです。

昨年、上天草市は市制施行10周年の節目を迎え、平成26年度から地方交付税の一本算定に伴う激変緩和措置が開始され、5年後の平成31年度には約8.2億円の予算縮減が見込まれてい

ることから、市の財政を鑑みた大型事業の精査を進めてまいります。図書館建設を含めた宮津地区開発につきましては、直ちに実施しなければならない必要性がないことから、減額する補正予算を本議会に上程することとしております。

また、前島総合開発につきましては、現在、事業等の精査と現状を踏まえた今後の方針を協議しているところでございます。

そして、メモリアルホールやスパ・タラソにつきましても、老朽化や市債の償還終了により、今後の方針転換を考える時期に来ているのではないかと認識しているところであり、継続ありきではない、あらゆる可能性を模索しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

三つ目は、教育環境の向上と子育て支援を行うことです。

現在の教育環境につきましては、急激な少子高齢化を背景とした人口減少の中、地域コミュニティ機能の低下が懸念されております。また、地域社会におけるさまざまな学習機会が少なくなっていることが懸念されることから、労働体験をさらに拡充させるなど、社会で働いている人々の苦勞と現実の理解促進と郷土愛の醸成につなげていきたいと考えているところでございます。

子ども医療費の窓口無料化につきましては、将来の財政負担を鑑み、まずは小学6年生までを対象としたいと考えております。今後の対象拡大につきましては、一部負担などの財政シミュレーションと照らし合わせながら、拡大の可能性について研究してまいりたいと考えているところでございます。

四つ目は、安心安全な暮らしの実現です。

障がいを持つ方の教育環境と雇用の場づくりにつきましては、まずは関係する施設等の皆様との意見交換を行い、あらゆるニーズを把握し、必要な施策について検討したいと考えております。

また、自主防災組織の充実と強化につきましては、今年度において防災管理専門員を非常勤で雇用し、防災教育や研修を通して防災意識の高揚を図るとともに、一日も早い組織体制の確立に努めていきたいと考えているところでございます。

五つ目の人口流出の歯どめに向けた取り組みにつきましては、農林水産業や観光業、海運業などの地場産業を活性化させ、若者が定着・定住できる雇用の場を創出するために、国のまち・ひと・しごと・創生本部の動きに合わせて、経済振興部だけではなく庁内全部門が連携を図りながら、地元への雇用、都市部からの人の流れをどうつくるかなどについて検討してまいりたいと考えております。

国の支援策を活用するためには、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中に策定することが求められております。本市においては、既に第2次総合計画に基づき、人口減少に対応するための施策に取り組んでいるところでございますが、今般のまち・ひと・しごと創生の気運を追い風として、これらの施策をさらに充実させてまいります。

上天草市の未来は行政だけでつくるものではございません。上天草市とともに生活する市民の皆様、企業、団体など、全ての方がお互いに知恵を出し合い課題を解決していくことが理想であ

り、今後、常に市民の皆様の声に耳を傾けながら、市の財政状況を鑑みた市政運営に取り組み、持続可能な自治体を目指してまいりたいと考えております。

市民の皆様並びに市議会議員各位におかれましては、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、今回上程しております新年度予算が骨格予算でございますので、肉づけした上で6月議会定例会におきまして述べさせていただきたいと思っております。御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

日程第5 行政報告

○議長（田中 勝毅君） 次に日程第5、行政報告。

市長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成27年第1回市議会定例会の開催に当たり、昨年12月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告いたします。

初めに、総務企画部門について御報告いたします。

昨年元職員の収賄事件に伴い、議会コンプライアンス特別委員会の提言を受け、入札及び契約手続の透明性並びに公正な競争の確保を目的とした第三者機関を設置するため、上天草市入札監視委員会設置条例を12月1日より施行しました。第1回入札監視委員会を1月27日に開催し、技術・法律・経済等の各分野から選定した5人の委員に対し委嘱状の交付を行い、上天草市入札監視委員会設置条例施行規則並びに上天草市建設工事指名方針等の説明を実施したところでございます。今後は5月と11月の年2回定例会議を開催し、市が発注した建設工事に関し一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行うこととしております。また、入札に関する苦情の申し立てについての審議を行うため、あわせて臨時会の適宜開催を予定しております。

2月20日金曜日に、宇城電気工事協同組合及び天草電気工事業協同組合と災害時の応急活動に関する協定を締結したところでございます。この協定は、東日本大震災、九州北部豪雨、広島土砂災害のような大規模な災害が発生した際、本市の要請を受けた宇城電気工事協同組合及び天草電気工事業協同組合がライフラインへの受電・送電、復旧等を最優先で実施するものでございます。引き続き、危機管理意識の一層の向上を図りながら、地域防災力の充実強化に取り組んでまいります。

続きまして、経済振興部について御報告いたします。

本市では、地域経済の安定を図るため、地場産業の振興による経済活性化及びそれに伴う雇用機会の創出に努めているところでございます。

そこで、2月20日金曜日に松島総合センターアロマ研修室において、市内求職者及び本市近隣の求人中の企業を集めて、企業から求職者へ事業内容や求人内容の説明などの面談を行う上天草市会社合同面談会を実施いたしました。求人中の企業と市内求職者が面談し、直接双方の声が聞ける場を設けることにより、企業の安定的な雇用確保、市内求職者の働く場の創出につなげ、企業経営の向上、生産年齢人口の流出抑制を図ってまいります。

次に、観光部門について報告いたします。

観光の閑散期に当たる1月から3月にかけての観光客誘致対策として、第2回上天草トレッキングフェスティバルを開催いたしました。松島の九州オルレや白嶽、龍ヶ岳、菜の花ウォークラリーなど六つのコースに約2,000人の参加があり、地域婦人会等の振る舞いや物産販売店等で参加者をもてなし、多くの方々から好評をいただいたところでございます。

続きまして、健康福祉部について御報告いたします。

消費税8%への引き上げに伴う臨時的措置として実施されました臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金につきましては、平成27年第1回をもって給付の申請受け付けを終了し、臨時福祉給付金の支給者は8,766人、支給額1億1,513万円となり、子育て世帯臨時特例給付金の支給者数は2,684人、支給額2,684万円となりました。

最後に、教育部門について御報告いたします。

学校教育関係では、学校規模の適正化の推進のため、1月から2月にかけて関係学校の保護者との懇談会を開催いたしました。今後も、保護者や地域住民との協議を行いながら、学校規模の適正化を図ってまいります。

社会教育関係では、1月3日に、平成27年上天草市成人式を松島総合センターアロマで開催いたしました。対象者は387人で315人が出席し、4人の代表者による青年の主張の発表が行われました。

以上で行政報告を終わります。

日程第6 政治倫理条例違反調査特別委員長報告

○議長（田中 勝毅君） 日程第6、政治倫理条例違反調査特別委員長報告。

政治倫理条例違反調査特別委員会に付託しておりました案件について、委員長から報告を求めます。

特別委員長、田中万里君。

○政治倫理条例違反調査特別委員長（田中 万里君） おはようございます。

政治倫理条例違反調査特別委員会に付託された案件について調査を完了したので、御報告いたします。

平成26年11月9日、事前収賄容疑で本市元副市長が逮捕され、贈賄側から受け取った乗用車を数カ月後に市議の家族に売却していたとの新聞報道があったことから、議員も関係している

のではとの不信感や疑惑を市民から持たれました。

上天草市議会は市民の不信感を払拭し、市政に対する正しい認識を持っていただくため、同年11月21日に開催された市議会定例会において、地方自治法第100条第1項の権限を委任した本特別委員会の設置を決議し、調査を行ってまいりました。

売買に関する記録の検証や証人尋問において、車の購入は元副市長から持ちかけられたこと、記録の提出により手続に不備な点はなかったこと、購入した車が賄賂性のある車だという認識はなかったことが明らかになったため、議員は事前収賄事件に関与しておらず、政治倫理条例に違反する行為はなかったとの結論に至りました。その経緯と結果については、報告書として議長へ提出し、報道機関へ公表を行ったところです。

政治倫理は、市議会議員及び市長が市政に対する市民の信頼に応えるとともに、市民が市政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的としております。市議会議員は政治倫理を遵守する責務があり、市議会は政治倫理に基づいて調査を行い、その結果について市民へ説明する責任と義務を負っています。

本特別委員会は、動議の提出から議会運営委員会の審議、本会議での討論、採決を経て設置されました。議会としてその高潔さを証明するために、百条調査という重い決断を全会一致で決議し、調査に当たりました。特別委員会では、百条委員会まで設置して調査をする必要があったのかとの意見も出されましたが、その行使の是非については、今後の課題として議会全体で協議する必要があると考えております。

以上が、本委員会での調査の経緯並びに結果です。長と議会という二元代表制のもと、市民にかわって行政を監視・監督する市議会として、政治倫理条例に違反する行為はなかったという事実を、今後、議会広報等を通して改めて市民の皆さんにお伝えすることを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（田中 勝毅君） これで委員長報告を終わります。

日程第7 請願の取下げについて

○議長（田中 勝毅君） 日程第7、請願の取下げについて（農協改革に関する請願書）を議題といたします。

平成26年8月21日に受理しました請願第5号、農協改革に関する請願書については、平成26年第4回定例会において、経済建設常任委員会に付託され継続審査となっておりますが、平成27年1月27日付で請願を取り下げる旨届け出があり、これを受理しました。

ここでお諮りします。

この取り下げ申し出を許可することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中 勝毅君） 異議なしと認めます。

よって、農協改革に関する請願書については、取り下げを許可することに決定いたしました。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 8 | 承認第 1 号 | 専決処分報告並びにその承認を求めることについて（平成 26 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）） |
| 日程第 9 | 承認第 2 号 | 専決処分報告並びにその承認を求めることについて（平成 26 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）） |
| 日程第 10 | 議案第 1 号 | 上天草市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 2 号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 3 号 | 上天草市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 4 号 | 上天草市大矢野農山村広場公園施設条例及び上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 5 号 | 上天草市阿村高齢者生産活動施設条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 6 号 | 上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 16 | 議案第 7 号 | 上天草市保育所条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 17 | 議案第 8 号 | 上天草市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 18 | 議案第 9 号 | 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議案第 10 号 | 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議案第 11 号 | 上天草市伝統文化継承基金条例の制定について |
| 日程第 21 | 議案第 12 号 | 平成 26 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第 22 | 議案第 13 号 | 平成 26 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 日程第 23 | 議案第 14 号 | 平成 26 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 24 | 議案第 15 号 | 平成 26 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 25 | 議案第 16 号 | 平成 26 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 26 | 議案第 17 号 | 平成 26 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補 |

正予算（第2号）

- 日程第27 議案第18号 平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第19号 平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第29 議案第20号 平成26年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第21号 平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第22号 平成27年度上天草市一般会計予算
- 日程第32 議案第23号 平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第33 議案第24号 平成27年度上天草市診療所特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 平成27年度上天草市介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 平成27年度上天草市斎場特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
- 日程第37 議案第28号 平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第29号 平成27年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
- 日程第39 議案第30号 平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第40 議案第31号 平成27年度上天草市電気事業特別会計予算
- 日程第41 議案第32号 平成27年度上天草市水道事業会計予算
- 日程第42 議案第33号 平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 日程第43 議案第34号 天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第44 議案第35号 平成26年度上天草市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第45 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田中 勝毅君） 次に、日程第8、承認第1号から日程第45、諮問第1号までの以上38件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 平成27年第1回上天草市議会定例会に提案します議案について御説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての専決処分の承認を求める議案2件、上天草市行政手続条例の一部を改正する条例の制定など条例議案を11件、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第7号）などの予算議案23件、天草広域連合の処理する

事務及び規約の一部変更についての議案1件、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての議案1件、計38議案を提出いたします。

各議案の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議いただきまして御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

承認第1号を、総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） おはようございます。

承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第2号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。

平成26年度上天草市一般会計補正予算（第6号）については、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり1月27日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、平成26年度一般職員の人件費の不足が生じたため、財源を調整したものでございます。

補正予算書の5ページをごらんください。

歳出予算といたしまして、45（款）土木費の人件費は123万円の増額です。

75款予備費は123万円の減額です。

以上が、専決予算の概要でございます。

平成26年度一般職員の人件費不足が生じたことに伴い、予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。これが議案を提出する理由です。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、承認第2号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ増減はなく、歳出予算を補正するものでございます。

歳出予算につきましては、3ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

歳出といたしましては、10（款）総務費162万円の増額は湯島へき地診療所の医師の昇給等に伴い、給料10万円、職員手当等82万円及び共済費70万円を補正するものでございます。

20（款）予備費162万円の減額は、歳出予算の増額の調整によるものでございます。

なお、湯島へき地診療所の医師は熊本県からの自治医科大学卒業医師の派遣職員であり、県か

らの通知をもって平成27年1月昇給とすることから、給料等の人件費に係る補正予算を1月16日付で専決処分したところでございます。

以上が、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、一般職員の人件費の過不足に伴い、予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第1号から議案第3号まで3件を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書3ページをお願いします。

説明資料1ページをお願いします。

議案第1号、上天草市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

この条例の主な改正内容は、「行政指導の根拠等の提示義務」、「行政指導の中止等の求め」及び「処分等の求め」に関する規定を、行政手続法と同趣旨の内容で追加するものであります。

まず、行政指導の根拠等の提示義務については、行政指導に携わる者が、市の行政機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に対して、当該行政指導の根拠となる法令の条項、当該条項に規定する要件及び権限の行使がその要件に適合する理由を示すこととします。

次に、行政指導の中止等の求めについては、法律または条例に根拠が規定されている行政指導を受ける相手方が、当該行政指導の根拠となる法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるようになります。

最後に、処分等の求めについては、法律または条例に根拠が規定されている処分または行政指導において、何人も当該法律または条例に違反する処分または行政指導がされていないと思料するときは、処分または行政指導をする権限を有する市の機関または行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるようになります。

その他といたしましては、条文中の文言を適当な表現に改めるなどの改正も行っております。

提案理由といたしましては、行政手続法の一部改正に伴い、当該行政手続法に「行政指導の根拠等の提示義務」、「行政指導の中止等の求め」、「処分等の求め」に関する規定が設けられたことから、本市の条例においても同様の規定を設けることにより、市民の権利利益の保護の充実・拡大を図るため、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書7ページをお願いいたします。

議案第2号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関

係条例の整理に関する条例の制定について、御説明いたします。

本提案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正等に伴い、関係する5本の条例を整理するものです。

改正内容は、1本目に上天草市職員定数条例の職員定義に規定する一般職に属する職員にある教育長の箇所を削るものです。

2本目に、上天草市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する報酬の額の一覧のうち、教育委員会の委員長の職の欄を削除することのほか、その他特別職の職員で非常勤のもの職種及び報酬を改正するものです。

3本目に、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例に、教育長の給与の支給根拠が市長と同じ地方自治法の適用を受けることになることから、教育長の給与及び旅費に関する規定について追加するものです。

4本目に、上天草市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例に規定する教育長の給与の支給根拠法令の箇所を削除するものです。

5本目に、上天草市議会委員会条例の規定の出席説明要求の規定にある教育委員会の委員長を教育長へ改めるとともに、地方自治法の改正に関連する規定を改正するものです。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を求める必要があります。これが提案の理由でございます。

御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議案書11ページをお願いいたします。

議案第3号、上天草市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について、御説明いたします。

本提案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、新たに特別職の身分となる教育長に対し職務専念義務が課せられるため、教育長の勤務時間等に関する条例を新たに制定するものです。

制定内容は、教育長の勤務時間、休日、休暇及び職務に専念する義務の免除は一般職と同じ扱いとすることを規定するものです。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項の規定により、本件について議会の議決を求める必要があります。これが提案する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第4号及び議案第5号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） おはようございます。よろしく申し上げます。

議案第4号、上天草市大矢野農山村広場公園施設条例及び上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

議案書の13ページ及び別冊議案説明資料の22ページ、23ページをお願いしたいと思います。

す。

まず、上天草市大矢野農山村広場公園施設条例中の、第2条中、広場公園の位置を上天草市大矢野町中11582番地24から、同じく11582番地33へ変更するものでございます。また、上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の第3条の表中、開発センターの位置を上天草市大矢野町中11582番地24から、同じく11582番地34に改めるものでございます。

提案理由といたしましては、これまで公園広場や物産館さんばーる、道路等の用地が一筆になっていたことから、これらの用地を用途ごとに分筆したため、それぞれの地番を改める必要があります。これが、議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第5号、上天草市阿村高齢者生産活動施設条例を廃止する条例の制定について、説明させていただきます。

議案書の14ページをお願いしたいと思います。

上天草市阿村高齢者生産活動施設条例を廃止するものでございます。

提案理由といたしましては、本施設は、上天草市阿村地区の高齢者が木工作業等を通じて生産活動意欲を高めるとともに、地区住民相互の産業振興と研修の場として設置されたものでございますけれども、近年、利用実績がなく、当初の設置目的が薄れている状況にあります。そのため、その用途を廃止し有効活用を図るため、同施設条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第6号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） おはようございます。

議案第6号について御説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

議案第6号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものでございます。

別冊議案説明資料の24ページをお開きください。

現行の上天草市国民健康保険税条例第26条及び第27条において、災害その他特別の事情による国民健康保険税の納期限の延長または減免は、納税者のうち、当該事情があるものについて適用すると規定されているため、納税義務者以外の国民健康保険の被保険者——世帯員が当該事業に該当し、所得が著しく減少した場合には、納期限の延長または減免を受けることができません。そのため、本条例第26条第1項及び第27条第1項中の「納税者のうち」を「納税義務者等のうち」に改めるものであります。

提案理由としましては、国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険税の被保険者を災害その他特別の事情がある場合における、当該保険税の納期限の延長及び減免の対象者と

するため、関係規定を整備する必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第7号から議案第10号まで4件を、健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書16ページをごらんください。

議案第7号、上天草市保育所条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を改めるものでございます。

議案書16ページ、議案説明資料25ページをごらんください。

内容といたしましては、議案説明資料25ページのとおり、上天草市保育所条例第1条中「保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育する」を「児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする乳児または幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う」に改め、第3条第1項中「次の各号いずれかに該当する」を「上天草市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の規定に基づき市長が保育所における保育を必要と認めた」に改め、同項各号並びに、同条第2項第2号を削り、第4条中「保育を実施する」を「市長が保育を必要と認めた」に、同条第3号中「入園」を「入所」に、第5条中「別に定めるところにより保育に要する費用」を「地方自治法第225条に規定する使用料として、保育に要する費用」に改め、同条第2項として、「保育料は、政令で定める額を限度として市長が別に定める。」を加えるものでございます。

提案の理由といたしましては、平成27年4月1日からの子ども・子育て支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、保育料の徴収及び額に関し、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

次に、議案書17ページをごらんください。

議案第8号、上天草市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

この条例は、子供に係る医療費の助成について、助成の対象を満12歳に引き上げる等により、子育て世帯の負担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、関係規定を改めるものでございます。

議案書17ページ、議案説明資料27ページをごらんください。

内容といたしましては、議案説明書27ページのとおり、上天草市子ども医療費助成に関する条例第2条第1号中「満9歳」を「満12歳」に改め、助成の対象となる子供を、これまでの小学校3年生から小学校6年生までとし、第3条、第4条、第6条、第7条の各項、各号の改正につきましては、本条例上の文言、表現について、明確にわかりやすく整理するほか、第3条第2項各号につきましては、関係法令、関係通知の改正、廃止等があるため、必要となる規定の追加及び削除等をあわせて行い、整理するものでございます。

提案の理由といたしましては、助成の対象を満12歳に引き上げる等により、子育て世帯の負

担を軽減し、子育て環境の充実を図るため、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第9号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明いたします。

議案書19ページ、あわせて議案説明資料の29ページ、新旧対照表をお開きください。

本条例の制定につきましては、地域主権改革により国の省令に基づき、介護サービスの基準について制定している条例の条項ずれ、あわせて、厚生労働省から示される基準省令の改正をもとに、施設サービスの名称、事業の基準等を改正するものでございます。

議案書30ページ附則に、「この条例は平成27年4月1日から施行する」としてありますが、第2条及び第4条の規定は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」としております。

提案の理由といたしましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

最後に、議案第10号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案書31ページ、あわせて議案説明資料の75ページ、新旧対照表をお開きください。

本条例の改正につきましては、平成27年度から29年度までの各年度における介護保険料率の変更を定めるものでございます。

第3条において、平成27年度から平成29年度までの3カ年間の介護保険料を定めております。この期間の基準保険料は月額5,600円、年額6万7,200円であります。今回の法改正によりまして、昨年度までの第1号被保険者の6区分を9区分に変更をしております。また、14条において、新しい取り組みである介護予防・日常生活支援事業については平成29年4月1日からとっております。

議案書31ページの附則に、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

提案理由といたしましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行等に伴い、介護保険料を改定するとともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護予防給付の一部が新しい介護予防・日常生活支援総合事業に移行するため、関係規定を整備する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第11号を教育部長。

○**教育部長（舩本 伸弘君）** おはようございます。

議案第11号、上天草市伝統文化継承基金条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書の33ページをごらんください。

本議案は、基金を活用し、本市の伝統文化を後世に継承する経費に充てるため、上天草市伝統文化継承基金条例の全部を改正するものでございます。

内容といたしましては、第2条において「当該基金の額を定額1,000万円」としていた規定を、「一般会計歳入歳出予算で定める額」とし、第4条で「基金の運用から生じる収益を一般会計予算に計上して処理する」から、「予算に計上して基金に編入する」に改めるものでございます。また、第5条に基金の歳計現金への繰替運用、第6条に基金の処分を加え、関係規定を整備するものでございます。

なお、この条例は平成27年4月1日からの施行としております。

提案理由といたしましては、上天草市伝統文化継承基金において、運用基金の当該基金への編入及び当該基金の処分等ができるように関係規定を整備する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**議長（田中 勝毅君）** 次に、議案第12号を総務企画部長。

○**総務企画部長（静谷 正幸君）** 議案書35ページをお願いいたします。

議案第12号、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について、御説明いたします。

皆様のお手元のほうに説明文を配付しているかと思っております。読み上げて説明させていただきます。なお、50万円以下の補正につきましては、説明を省略させていただきます。また、予算の執行実績に基づく補正につきましても、説明を省略させていただきます。

予算書1ページをごらんください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3億4,053万6,000円を減額し、予算総額を184億9,917万2,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

第2表の継続費の補正について、御説明します。

今年度から2カ年にわたって実施を予定していました上天草市地域連携音楽祭事業の予算計上を見送ることとし、補正するものでございます。

9ページをお開きください。

第3表、繰越明許費について説明をいたします。

15（款）総務費は、県議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務、25（款）衛生費は、谷地区保健衛生施設整備工事及び上天草総合病院看護学校改築事業出資金、35（款）農林水産業費は農業振興地域整備計画策定業務委託ほか4件、40（款）商工費は前島地区総合開発整備事業、45（款）土木費は土木総務一般事務事業ほか4件、55（款）教育費は学校給食施設整備基本

設計委託、60（款）災害復旧費は、現年発生農地等災害復旧事業ほか1件の、それぞれの計上でございます。総額5億6,208万3,000円を平成27年度に繰り越す予定としております。

10ページをお開きください。

第4表、債務負担行為の補正は、逓送業務委託ほか35件、2億5,207万3,000円の計上です。

12ページをお開きください。

第5表の地方債の補正は、災害復旧事業債、過疎対策事業債、合併特例債、緊急防災・減災事業債、地域活性化事業債で、総額は7,170万円を減額し、16億4,839万6,000円とするものです。

16ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

今回の補正につきましては、実績見込みによる補正を主に計上しており、50万円以上を補正する項目を中心に説明させていただきます。

16ページです。

10（款）市税、10（項）市民税を709万9,000円。15（項）固定資産税を2,209万5,000円。40（項）入湯税を186万7,000円。それぞれ徴収実績に応じ増額しております。

20（款）、10（項）利子割交付金130万円の減額。

22（款）、10（項）配当割交付金を151万1,000円の増額。

35（款）、10（項）自動車取得税交付金を900万円の減額。それぞれ実績に応じて補正をしております。

18ページをお開きください。

55（款）、10（項）分担金は、農林水産施設災害復旧費に係る受益者の分担金を、事業実績に応じて155万3,000円を減額しております。

55（款）、15（項）負担金は、老人ホーム入所者減などにより、233万1,000円を減額しております。

次に、19ページをお開きください。

60（款）、10（項）使用料57万5,000円。同じく15（項）手数料は108万9,000円。それぞれ実績により減額しております。

21ページをお開きください。

65（款）国庫支出金を説明いたします。10（項）国庫負担金4,881万1,000円、15（項）国庫補助金31万5,000円、20（項）委託金200万円、それぞれ実績により減額しております。

なお、民生費の子育て世帯臨時特例給付交付金については、10（項）国庫負担金から15（項）国庫補助金へ歳入項目を移行したものです。

23ページをお開きください。

70（款）県支出金を説明いたします。10（項）県負担金117万6,000円を増額しております。15（項）県補助金2,732万2,000円の減額と、それぞれ実績などにより補正をしております。

75（款）財産収入、15（項）財産売払収入は、公用車売払収入等により187万1,000円の増

額です。

８０（款）、１０（項）寄附金の882万7,000円の増額は、平成２５年度において、これまで寄附されたふるさと応援寄附金の計上です。

８５（款）繰入金を説明いたします。１０（項）特別会計繰入金は、下水道事業特別会計繰出金の一般会計への返還分として261万6,000円の増額です。１５（項）基金繰入金は、姫戸庁舎建設事業の実施を翌年度に先送りしたことに伴う2億211万2,000円の減額です。

９５（款）諸収入を御説明いたします。１０（項）延滞金、加算金及び過料は、市税延滞金の徴収実績として281万7,000円の増額です。１５（項）市預金利子52万円の増額、２５（項）貸付金元利収入2,000万円の減額、３５（項）雑入304万3,000円の減額、それぞれ実績により補正しております。

９９（款）、１０（項）市債7,170万円の減額となっております。このうち５５（目）過疎対策事業債の3,430万円の増額は、イベント振興事業などに対する借入枠の増額に伴うものであります。７５（目）合併特例債の8,750万円の減額は、姫戸統括支所建設事業の新年度予算への計上に伴うものが大きな要因であります。公用車購入事業といたしまして1,090万円を、９７（目）地域活性化事業債から移しております。

３３ページをお願いいたします。

続きまして、歳出予算の主な内容について説明いたします。

今回の歳出予算の補正につきましては、実績見込みにより事務経費の減額補正を主に計上しております。50万円以上を増額する事業を中心に説明させていただきます。

１０（款）議会費、１０（項）議会費は222万2,000円の減額です。

１５（款）総務費、１０（項）総務管理費は、４１ページをごらんください。総額2億9,447万2,000円の減額です。主な要因は、企画費の姫戸統括支所建築工事2億4,408万円の実施を事業の進捗状況から新年度予算に計上するためであります。

１５（款）総務費、１５（項）徴税費は249万1,000円の増額です。主な要因は、過誤納金還付金の増額が必要となったためでございます。

４５ページをごらんください。

１５（款）総務費、２５（項）選挙費は総額1,091万8,000円の減額です。３０（項）統計調査費は、総額102万4,000円の減額です。

５１ページをお願いいたします。

２０（款）民生費、１０（項）社会福祉費は、総額4,285万4,000円の減額です。

５３ページをごらんください。

２０（款）民生費、１５（項）児童福祉費は総額2,589万円の減額です。２５（項）災害救助費は100万円の減額です。

５６ページをお願いいたします。

２５（款）衛生費、１０（項）保健衛生費は、総額935万7,000円の減額です。

続きまして、35（款）農林水産業費について説明をいたします。60ページをごらんください。10（項）農業費は1,899万6,000円、15（項）林業費は156万9,000円、20（項）水産業費は1,506万3,000円のそれぞれ減額です。

64ページをお開きください。

40（款）商工費、10（項）商工費は、総額5,919万円の減額をしております。なお、20（目）観光費において、メモリアルホール特別会計への財源不足による繰出金324万5,000円を計上しております。

次に、45（款）土木費について説明をいたします。

15（項）道路橋りょう費は51万2,000円の減額ですが、工事負担金の増額、湊大橋から姫浦橋への事業費の変更などが含まれております。20（項）河川費は75万円の増額ですが、これは県事業負担金の確定によるものであります。30（項）都市計画費は61万1,000円、35（項）住宅費は121万8,000円をそれぞれ減額しております。

50（款）消防費、10（項）消防費は、総額535万6,000円の減額です。

68ページからは、55（款）教育費について説明いたします。

10（項）教育総務費は総額107万7,000円、15（項）小学校費は総額806万1,000円、20（項）中学校費は総額1,219万8,000円、25（項）社会教育費は総額115万3,000円、30（項）保健体育費は総額194万3,000円、それぞれ減額しております。

60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費は1,100万円の減額となっておりますが、これは災害査定及び受益者の意向を踏まえた結果によるものでございます。同じく15（項）公共土木施設災害復旧費273万9,000円の減額であります。同じく25（項）文教施設災害復旧費は、財源組み替えですが、これは補助対象事業費の確定によるものでございます。

65（款）、10（項）公債費は総額に変更はございませんが、15（目）利子から10（目）元金へ事業費を流用するものであります。

70（款）諸支出金、20（項）基金費は、総額758万1,000円の増額です。

75（款）、10（項）予備費は、総額1億7,803万8,000円を増額し、3億468万9,000円となります。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（田中 勝毅君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第13号から議案第15号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書の36ページをお願いいたします。

議案第13号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の75ページをお願いいたします。

議案第13号、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,914万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,073万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、79ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）国民健康保険税1,598万4,000円の増額は、滞納者対策の強化により、滞納繰越分の徴収額が増額となる見込みのため、補正するものでございます。

25（款）国庫支出金85万1,000円の増額。

37（款）前期高齢者交付金906万円の減額。

40（款）共同事業交付金1,025万4,000円の減額。それぞれ交付金額の決定及び内定に基づき補正するものでございます。

55（款）繰入金につきましては、法定分一般会計繰入金である保険基盤安定繰入金と財政安定支援繰入金の額が決定したことによりまして、1,772万6,000円を増額するものでございます。

65（款）諸収入390万円の増額は、延滞金の収入が増額となる見込みでございますので、補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費32万2,000円の減額は、一般管理費及び賦課徴収費の不用見込額を補正するものでございます。

17（款）後期高齢者支援金4,277万4,000円の減額。

18（款）前期高齢者納付金等29万8,000円の減額。

20（款）老人保健拠出金1万円の減額。

25（款）介護納付金1,772万1,000円の減額。

30（款）共同事業拠出金71万円の増額。それぞれ、交付決定に基づき補正するものでございます。

35（款）保健事業費111万9,000円の減額は、保健衛生普及費、健康検査費、特定健診・保健指導事業費の事業実施に伴う不用見込額を補正するものでございます。

50（款）諸支出費7,858万円の増額は、平成25年度の療養給付費等負担金と特定健康診査等負担金の額が確定したことによる国及び県への返納金等を計上するものでございます。

55（款）予備費210万1,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、平成26年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

次に、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第14号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の87ページをお願いいたします。

議案第14号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ47万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7,695万9,000円とするものでございます。

第2条につきましては、89ページの第2表、債務負担行為の補正にありますとおり、平成27年度の各事業に関する債務負担行為の期間及び限度額について定めるものでございます。

第3条につきましては、90ページの第3表、地方債の補正にありますとおり、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、91ページからの事項別明細書により御説明を申し上げます。

まず、歳入といたしましては、21（款）県支出金317万3,000円の減額は、当初予定しておりました医療機器整備事業がへき地診療所設備整備費補助金の対象事業とならなかったため、補正するものでございます。

40（款）市債270万円の増額は、へき地診療所設備整備費補助金の未交付により、過疎対策事業債を充当するため補正するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費353万5,000円の減額は、10（目）一般管理費の旅費、へき地支援医師派遣負担金、15（目）研究研修費の旅費及び20（目）医療費の医薬材料費、臨床検査業務委託料の実績見込みによる不用額を補正するものでございます。なお、20（目）医療費の医薬材料費につきましては、ジェネリック医薬品への変更の推進によりまして、300万円を減額するものでございます。

20（款）予備費306万2,000円の増額は、歳入歳出予算の総額の調整によるものでございます。

以上が、議案第14号、平成26年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、議案書38ページをお願いいたします。

議案第15号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の94ページをお開き願います。

議案第15号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算

の補正第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,305万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億2,412万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては、98ページの第2表、債務負担行為の補正にありますとおり、平成27年度の各事業に関する債務負担行為の期間及び限度額について定めるものでございます。

第3条につきましては、99ページの第3表、地方債の補正にありますとおり、起債の目的の変更について定めるものでございます。

今回の補正は、各事業費の見込み額の見直しに伴い、歳入歳出の補正を行います。

詳細につきましては、100ページからの事項別明細書により御説明をいたします。

まず、歳入といたしましては、10（款）保険料1,756万3,000円の減額。

20（款）国庫支出金1,919万9,000円の減額。

25（款）支払基金交付金2,433万5,000円の増額。

30（款）県支出金211万2,000円の増額。

45（款）繰入金301万3,000円の減額につきましては、介護保険給付費、各介護事業費の見込額の見直しにより、負担金、補助金、交付金等を補正するものでございます。

60（款）諸収入26万6,000円の増額は、延滞金と平成23年度に発生しました交通事故加害者賠償金により増額するものでございます。

次に、歳出といたしましては、10（款）総務費379万2,000円の減額は、認定調査委託料に係る件数減、介護予防プラン作成委託に係る件数減等により補正するものでございます。

15（款）保険給付費1,826万2,000円の増額。

45（款）地域支援事業費1,003万4,000円の減額は、介護保険給付費、各介護保険事業費の見込額の見直しにより補正するものでございます。

50（款）予備費1,748万8,000円の減額は、歳入不足が見込まれるため、予備費の減額により調整を行うものでございます。

以上が、議案第15号、平成26年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第16号を市民生活部長。

○市民生活部長（緒方 雅文君） 議案第16号について御説明いたします。

議案書の39ページをお願いいたします。

議案第16号、平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の110ページをお願いいたします。

議案第16号、平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）は、第1条のとおり、

歳入歳出それぞれ687万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,315万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

別冊予算書の113ページをお開きください。

歳入につきましては、10（款）使用料および手数料30万6,000円の減額は、斎場使用料の減によるものです。

20（款）繰入金は、一般管理費の減額に伴い、基金繰入金656万9,000円を減額するものです。次に、歳出につきまして御説明いたします。

114ページをお願いいたします。

10（款）総務費537万5,000円の減額は、火葬炉工事518万4,000円の減、その他斎場総務管理事業に係る共済費等の不用額を減額するものです。

30（款）予備費150万円の減額は、歳入歳出予算総額の調整によるものです。

以上が、議案第16号、平成26年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第17号を経済振興部長。

○経済振興部長（川端 義孝君） よろしく願いします。

議案第17号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）につきまして、説明させていただきます。

議案書は40ページ、別冊、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第7号）の115ページをお願いしたいと思います。

議案第17号、平成26年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の補正の第1条にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,070万4,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、116ページから120ページのとおりでありまして、10（款）事業収入の入館料ですけれども、この減額に伴いまして、一般会計からの繰入金及び歳出科目の精査を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,070万4,000円とするものでございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして、議会の議決を経る必要がありますので、本議案を提案するものでございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第18号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） おはようございます。

議案第18号について御説明いたします。

議案書の41ページをお開きください。

議案第18号、平成26年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の121ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正第1条。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,344万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億239万1,000円と定めるものでございます。

123ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費につきましては、管路長寿命化実施設計業務委託ほか1件を計上しており、総額934万円を平成27年度に繰り越すものでございます。

124ページをお願いします。

第3表の地方債の補正は、公共下水道事業債、過疎対策事業債で総額580万円を減額し、8,310万円とするものでございます。

126ページをお開きください。

歳入の補正につきましては、10（款）国庫支出金、15（項）、10（目）公共下水道国庫補助金は689万円を減額計上するものでございます。

30（款）市債、10（項）、10（目）公共下水道事業債と20（目）過疎対策事業債は、それぞれ290万円を減額するものでございます。

45（款）県支出金、15（項）、10（目）公共下水道県補助金は、生活排水適正処理重点推進事業補助金を75万円減額計上するものでございます。

続きまして、歳出の補正につきましては、10（款）公共下水道費、10（項）、10（目）下水道建設費は、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事委託料を1,154万円、ほか1件、総額1,254万円を減額するものでございます。

128ページをお願いします。

10（款）公共下水道費、15（項）、10（目）下水道総務管理費の主な内容は、生活排水適正処理重点推進事業補助金を150万円減額し、一般会計繰出金を261万6,000円増額計上し、総額450万2,000円を減額するものでございます。

25（款）予備費につきましては、歳入歳出予算の総額の調整を行うために360万2,000円を増額し、1,347万円にするものでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第19号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） 議案書の42ページをお願いします。

議案第19号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊の予算書の130ページをお願いいたします。

議案第19号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出それぞれ325万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,045万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、132ページからの事項別明細書で御説明をいたします。

歳入といたしましては、25（款）繰入金325万7,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、歳出といたしまして、15（款）後期高齢者医療広域連合納付金325万7,000円の減額は、保険基盤安定負担金の確定に伴い、広域連合保険基盤安定負担金を減額するものでございます。

以上が、議案第19号、平成26年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第20号を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書の43ページをお願いいたします。

議案第20号、平成26年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

補正予算書は134ページをお願いいたします。

本提案は、歳入歳出の予算からそれぞれ3,831万2,000円を減額し、予算総額を1,464万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、売電事業収入4,264万9,000円を減額し、一般会計繰入金433万7,000円を増額するものです。

歳出の主なものは、リース料3,225万9,000円及び予備費605万3,000円の減額を行うものです。

第2表、債務負担行為の補正につきましては、太陽光の発電設備等の一式リース部分について、期間及び実績に基づきまして限度額を補正するものであります。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第21号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案第21号について御説明いたします。

議案書の44ページをお願いいたします。

議案第21号、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）を、別冊

のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成26年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第4条に定めました資本的収入の建設改良費で空調機器及び医療機器、CT装置でございますけれども、その財源でございます第1項の企業債を6,020万円減額。

第2項補助金のうち国庫補助金115万5,000円の増額、CT装置購入に係る補助金確定により県補助金を2,845万8,000円を増額し、合わせまして2,961万3,000円を増額しまして、補助金合計が3,223万8,000円となり、資本的収入合計額を3,058万7,000円減額し、12億927万5,000円とする補正予算でございます。

資本的支出でも、第1項建設改良費の空調機器、これは手術室と介護老人保健施設の分でございますけれども、設計工事を実施しましたところ、改修費用が当初見込んでおりました予算額を超過いたしましたため、今年度執行できませんでしたので4,084万4,000円を減額して、資本的支出合計額13億9,752万8,000円とするものでございます。

また、括弧書きの資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億8,825万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,959万7,000円、当年分損益勘定留保資金1億865万6,000円で補てんするに改めるものでございます。

第3条でございます。予算第6条に定めました起債の限度額8億3,840万円を、先ほど御説明いたしました6,020万円減じまして、7億7,820万円に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第22号を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書45ページをお願いいたします。

議案第22号につきましては、別紙提案理由の説明資料を配付しておりますので、説明資料に基づいて説明させていただきます。

議案第22号、平成27年度上天草市一般会計予算について説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億465万1,000円と定めるものでございます。

第2条地方債は、起債の限度額を17億1,780万円とし、利率、借入先、償還の方法は前年どおりでございます。

11ページをお開きください。

歳入の主なものについて、説明いたします。

10(款)市税は21億5,429万1,000円で、前年度比4,854万3,000円の減額となりました。主な要因といたしましては、固定資産の評価がえに伴う固定資産税の減額が見込まれることによるものです。

25(款)地方消費税交付金は、3億6,000万円を計上いたしました。昨年度比9,460万円の減額となっておりますが、今年度、平成26年度の実績をもとに計上しております。なお、消費税増税分に伴う増額分につきましては、社会保障関係経費に充当することとしております。

45(款)地方交付税は、77億5,000万円。2億8,500万円の減額となりました。これは、平成27年度地方財政計画における地方交付税1.0%の減、並びに本市における普通交付税の激変緩和措置等による影響を考慮して計上したものです。

65(款)国庫支出金は18億7,217万6,000円で、樋島大橋補修工事、江樋戸港改修工事等による影響により、前年度比4,882万2,000円の増額となりました。

85(款)繰入金は5億7,213万円で、前年度比で8億595万1,000円の減額となりました。減額の主な要因は、今年度実施いたしました市債繰上償還のための減債基金繰入金11億807万5,000円の減額と、財政調整基金繰入金2億5,187万6,000円の増額などによるものです。

90(款)繰越金は、今年度、平成26年度見込まれる決算剰余金の一部、1億円を計上いたしました。

99(款)市債は、17億1,780万円。主に、上天草総合病院看護学校建設事業出資金のための2億340万円の借り入れなどにより、前年度比1億3,280万円の増額です。

13ページをお開きください。

次に、歳出の主なものについて説明いたします。

10(款)議会費は1億7,916万2,000円で、主に議員共済組合負担金の増額により、前年度比876万5,000円の増額です。

15(款)総務費は21億2,721万7,000円で、前年度比9,468万円の増額です。主に、姫戸統括支所建築工事請負費3億141万6,000円、地方バス運行等の特別対策補助金1億36万6,000円、住民自治活動費交付金4,493万4,000円を計上しております。

20(款)民生費は54億866万2,000円で、前年度比5,165万5,000円の減額です。主に、私立保育園施設型給付費8億5,194万2,000円、障害自立支援事業に係る介護給付費等6億1,782万円、生活保護扶助費4億2,356万円を計上しております。

25(款)衛生費は16億8,520万7,000円で、前年度比2億2,700万7,000円の増額です。主に、天草広域連合清掃費負担金3億5,439万4,000円、予防接種負担金5,321万5,000円を計上しておりますが、増額の主な要因は、上天草総合病院看護学校改築事業出資金2億340万円の計上です。

35(款)農林水産業費は6億2,298万2,000円で、前年度比1億5,837万2,000円の減額です。主に、水産物供給基盤機能保全事業委託料6,000万円、土地改良施設維持管理適正化工事4,142万円、多面的機能支払交付金2,338万9,000円を計上しております。

40（款）商工費は7億1,530万円で、前年度比3,845万6,000円の減額です。主に、前島地区交差点整備工事2億5,000万円、前島園地整備工事7,400万円を計上しております。

45（款）土木費は8億8,606万7,000円で、前年度比1億7,741万7,000円の増額です。主に、下水道事業繰出金2億円、江樋戸港区改修工事1億7,050万円、樋島大橋補修工事6,000万円、湊大橋補修補強工事5,720万円を計上しております。

50（款）消防費は6億7,056万6,000円で、前年度比1億3,176万8,000円の減額です。主に、天草広域連合消防費負担金5億5,039万7,000円を計上しておりますが、前年度より8,102万1,000円の減額となっております。

55（款）教育費は11億8,366万6,000円で、前年度比5,619万6,000円の増額です。主に、小学校スクールバス運行業務委託料7,519万4,000円、小学校非構造部材落下防止工事6,300万円を計上しております。

65（款）公債費は26億6,660万円で、市債の繰上償還を行った前年度より11億7,577万6,000円の減額です。

70（款）諸支出金は2,867万6,000円で、前年度比2,139万5,000円の増額です。主に、奨学基金積立金2,181万3,000円の計上です。

75（款）予備費は、2,900万円の計上となりました。

以上が、一般会計予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第23号から議案第25号まで3件を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） 議案書の46ページをお願いいたします。

議案第23号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の226ページをお願いいたします。

議案第23号、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,584万9,000円と定め、第2条に一時借入金の最高額を4億円と定め、第3条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、232ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入の主なものといたしましては、10（款）国民健康保険税7億4,602万2,000円、前年度比較2,528万円の減額であります。被保険者数の減少等によるものでございます。

25（款）国庫支出金14億1,462万円、前年度比較469万1,000円の減額。

30（款）県支出金2億7,678万4,000円、前年度比較2,915万5,000円の減額であります。一般被保険者に係る療養給付費等の減少見込みに伴う国及び県の医療給付費負担金の減少によるもの

でございます。

35(款)療養給付費交付金2億3,559万円、前年度比較996万8,000円の増額であります。退職被保険者に係る療養給付費等の増加によるものでございます。

37(款)前期高齢者交付金8億1,385万3,000円、前年度比較1億3,053万8,000円の減額であります。対象となる前期高齢者の療養給付費等の減少によるものでございます。

40(款)共同事業交付金14億3,428万1,000円、前年度比較8億334万4,000円の増額であります。保健財政共同安定化事業の制度改正に伴う対象医療費の増加によるものでございます。

55(款)繰入金4億8,259万2,000円、前年度比1,596万7,000円の増額であります。一般会計からの保険基盤安定繰入金の増加によるものでございます。

60(款)繰越金1億円は、独立採算の観点から一般会計の法定外繰入金を抑制するとともに、財源不足を補填するため計上するものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、15(款)保険給付費31億9,096万9,000円、前年度比較9,796万7,000円の減額であり、1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者数の減少により給付費総額は減少すると見込み、計上するものでございます。

17(款)後期高齢者支援金5億4,446万2,000円、前年度比1,866万9,000円の減額。

25(款)介護納付金2億7,400万1,000円、前年度比686万円の減額であり、支援金及び納付金の対象となる本市の国保被保険者の減少によるものでございます。

30(款)共同事業拠出金14億1,690万4,000円、前年度比7億6,830万5,000円の増額であります。歳入40(款)共同事業交付金と同様に、保険財政共同安定化事業の制度改正に伴う対象医療費の増加によるものでございます。

35(款)保健事業費3,197万6,000円、前年度比379万3,000円の減額であります。特定健診の対象者の減少に伴う健診経費等の減額によるものでございます。

以上が、平成27年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

次に、議案書の47ページをお願いいたします。

議案第24号、平成27年度上天草市診療所特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の253ページをお願いいたします。

議案第24号、平成27年度上天草市診療所特別会計予算は、第1条第1項にありまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,671万8,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、256ページの第2表地方債にありまして、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、258ページからの事項別明細書により御説明を申し上げます。

歳入の主なものといたしまして、10（款）事業収入4,324万5,000円は、収益事業収入（医科）4,033万6,000円と歯科事業収入290万9,000円を計上するものでございます。

21（款）県支出金404万1,000円は、医療機器整備事業に係るへき地診療所設備整備費補助金378万円及びへき地診療所運営費補助金26万1,000円を計上するものでございます。

25（款）繰入金2,432万6,000円は、職員の人件費を初めとした運営経費の収支不足分を一般会計から補填するものでございます。

40（款）市債370万円は、医療機器整備事業に係る過疎対策事業債を計上するものでございます。

次に、歳出の主なものといたしまして、10（款）総務費7,582万1,000円は、10（目）一般管理費として職員の人件費と診療所の維持管理経費等4,069万5,000円、15（目）研究研修費として、医師の医療研修旅費等80万7,000円、20（目）医療費として医薬材料費、歯科診療業務委託料、胃カメラ、内視鏡自動洗浄装置の購入費等3,431万9,000円を計上するものでございます。

15（款）公債費69万7,000円は、施設設備整備事業に係る地方債の元利償還金を計上するものでございます。

以上が、議案第24号、平成27年度上天草市診療所特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、議案書の48ページをお願いいたします。

議案第25号、平成27年度上天草市介護保険特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の271ページをお願いいたします。

議案第25号、平成27年度上天草市介護保険特別会計予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億5,192万5,000円に定め、第2条で歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、277ページからの事項別明細書で御説明いたします。詳細につきましては、279ページ以降をごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、10（款）保険料5億6,412万8,000円は、前年度比較329万3,000円の増額であります。65歳以上の第1号被保険者に係る特別徴収及び普通徴収の保険料でございます。

15（款）使用料及び手数料9万8,000円は、介護保険督促手数料を計上いたしております。

20（款）国庫支出金9億7,078万4,000円は、前年度比較1,472万1,000円の増額であります。介護給付費見込額に対して、施設分15%、居宅分20%と調整交付金等を計上をいたしております。

25（款）支払基金交付金9億8,621万1,000円は、前年度比較348万1,000円の増額であります。40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する介護給付費標準給付見込額の29%相当額を

計上しているところでございます。

30(款) 県支出金5億1,165万8,000円は、前年度比較803万3,000円の減額でございます。介護給付費見込額に対して施設分17.5%、介護給付費居宅分12.5%、地域支援事業の介護予防事業分12.5%、包括的支援事業・任意事業分19.5%を計上しているところでございます。

35(款) 財産収入18万3,000円は、介護給付費準備基金利子分でございます。

45(款) 繰入金4億9,190万9,000円は、前年度比較903万6,000円の増額でございます。介護給付費及び事務費等の市負担分を計上しております。

60(款) 諸収入2,695万4,000円は、前年度比較20万1,000円の増額でございます。地域支援事業サービス利用料の増加を見込んでおります。

次に、歳出につきましては、10(款) 総務費7,590万9,000円は、前年度比較762万8,000円の増額でございます。主に、第6期介護保険事業計画策定に伴う周知パンフレット作成費、認定調査用車両購入費、介護保険システム改修委託料による増加でございます。

15(款) 保険給付費33億7,951万3,000円は、前年度比較1,252万4,000円の増額でございます。主に、居宅介護サービス給付費等の増加を見込んでいるところでございます。

25(款) 基金積立金は、介護給付費準備基金利子分18万3,000円を計上いたしております。

35(款) 諸支出金111万1,000円は、第1号被保険者過誤納保険料の還付金を計上しております。

45(款) 地域支援事業費9,477万8,000円は、前年度比較211万9,000円の増額でございます。主に、生活支援体制整備事業の新設、高齢者虐待啓発に係るポスター等の作成費の増加による増加でございます。

以上が、議案第25号、平成27年度上天草市介護保険特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議長(田中 勝毅君) 休憩前に引き続きまして再開いたします。

次に、議案第26号を市民生活部長。

○市民生活部長(緒方 雅文君) お疲れさまです。

それでは、議案第26号について御説明いたします。

議案書の49ページをお願いいたします。

議案第26号、平成27年度上天草市斎場特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでござい

ます。

別冊予算書の300ページをお願いいたします。

議案第26号、平成27年度上天草市斎場特別会計予算は、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,144万2,000円と定めるものでございます。

305ページから306ページをお開きください。

歳入について、御説明いたします。

10(款)使用料及び手数料、10(目)斎場使用料につきましては、これまでの実績等をもとに800万5,000円の計上です。

15(款)財産収入、10(目)利子及び配当金は、斎場基金利子としまして1万3,000円の計上です。

20(款)繰入金、10(目)一般会計繰入金は、1,324万1,000円の計上でございます。

30(款)諸収入、10(目)雑入では、太陽光発電売電料、自動販売機土地使用料など、18万3,000円を計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。

307ページから308ページをお願いいたします。

歳出の主なものについては、斎場の安定運用のため必要な斎場管理嘱託職員4人分の報酬864万円、社会保険料130万3,000円の人件費の計上です。

11(節)需用費の主なものでは、火葬炉などの燃料費に391万3,000円、火葬炉セラミック張りかえなどの修繕費として385万6,000円の計上です。

13(節)委託料では、火葬炉などの保守点検委託料としまして128万4,000円の計上です。

最後に、歳入歳出の予算調整としまして、30(款)予備費に50万円を計上しております。

以上が、議案第26号、平成27年度上天草市斎場特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由です。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第27号を経済振興部長。

○経済振興部長(川端 義孝君) よろしく申し上げます。

議案第27号、平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算について説明させていただきます。

議案書の50ページ、別冊予算書の310ページをお願いしたいと思います。

議案第27号、平成27年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算を別冊のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,645万6,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、311ページから320ページのとおりでありまして、歳入の主

なものとしたしましては、予算書の314ページになりますが、事業収入としたしまして入館料を2,549万1,000円計上しております。

歳出の主なものとしていたしましては、予算書の316ページ、317ページになりますが、館長やアテンダント6名の報酬を1,156万2,000円、11（節）光熱水費等の需用費を736万8,000円、それと施設設備保守委託料等を263万9,000円計上いたしております。

以上が、予算の概要となります。

提案理由としたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして、議会の議決を経る必要がありますので、これが本議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第28号及び議案第29号を建設部長。

○建設部長（澤村 弘史君） 議案第28号について御説明いたします。

議案書の51ページをお願いします。

議案第28号、平成27年度上天草市公共下水道事業特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の321ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億725万9,000円と定めるものでございます。

327ページをお願いします。

歳入の主なものにつきましては、10（款）国庫支出金、10（目）公共下水道国庫補助金5,015万円。

15（款）分担金及び負担金、10（目）公共下水道費分担金400万3,000円。

20（款）使用料及び手数料、10（目）公共下水道費使用料5,904万5,000円を計上しております。

25（款）繰入金、10（項）一般会計繰入金として、2億円を一般会計から繰り入れをしております。

328ページをお願いします。

30（款）市債、10（目）公共下水道事業債7,230万円、20（目）過疎対策事業債1,920万円を計上しております。

45（款）県支出金、10（目）公共下水道県補助金として250万円を計上し、歳入総額を4億725万9,000円とするものでございます。

329ページをお願いします。

歳出の主なものにつきましては、10（款）公共下水道費、10（目）下水道建設費9,397万9,000円は、合津終末処理場長寿命化計画に基づく処理場改築工事費委託料として7,900万円、管路長寿命化計画に基づく管路改築工事費として1,370万円を計上するものでございます。

330ページをお願いします。

10（款）公共下水道費、10（目）下水道総務管理費として3,784万円につきましては、職員人件費を1,798万7,000円、13（節）委託料として公営企業会計移行業務委託料1,041万1,000円、19（節）負担金、補助及び交付金として、生活排水適正処理重点推進事業補助金500万円を計上するものでございます。15（目）処理場維持管理費5,237万1,000円は、終末処理場の維持管理のため必要な経費を計上しております。

332ページをお願いします。

20（目）管路維持管理費433万2,000円につきましては、マンホールポンプ場の電気料等の管理費用を計上するものでございます。

333ページをお願いします。

20（款）公債費、10（項）公債費は、元金、利子償還金として2億1,803万8,000円を計上するものです。

25（款）予備費は69万9,000円を計上し、歳出総額として4億725万9,000円を計上しております。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

続きまして、議案第29号について御説明いたします。

議案書の52ページをお願いします。

議案第29号、平成27年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

予算書342ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ786万1,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、10（款）使用料及び手数料、10（目）物揚場使用料として150万円。

15（款）繰入金、10（目）一般会計繰入金として636万1,000円を計上し、歳入総額を786万1,000円とするものでございます。

歳出は、15（款）公債費において、地方債の元金、利子償還金として786万1,000円を計上しております。

予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第30号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎 秀満君） それでは、議案書の53ページをお願いいたします。

議案第30号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の348ページをお願いいたします。

議案第30号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算は、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,220万9,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、352ページからの事項別明細書で御説明いたします。

歳入の主なものといたしまして、10(款)後期高齢者医療保険料2億1,167万4,000円は、前年度比較95万3,000円の減額であり、主に低所得者に対する保険料軽減措置に係る所得判定基準の見直しによるものでございます。

25(款)繰入金1億5,973万円は、前年度比較218万2,000円の増額であります。内訳といたしまして、事務費繰入金529万円、保険基盤安定繰入金1億5,360万円及びはり灸施術助成費のその他繰入金84万円でございます。

35(款)諸収入70万5,000円は、広域連合からの過年度保険料過誤納付還付に係るものであります。

次に、歳出の主なものといたしまして、10(款)総務費539万円は、前年度比較148万3,000円の増額であり、被保険者の資格管理や保険料の徴収に係る事務経費及び番号制度導入に伴う電算システム改修費を計上しております。

15(款)後期高齢者医療広域連合納付金3億6,527万4,000円は、前年度比較18万1,000円の減額であります。内訳といたしまして、保険料等負担金2億1,167万4,000円と保険基盤安定負担金1億5,360万円でございます。

20(款)保健事業費84万円は、はり灸施術助成金を計上しております。

25(款)諸支出金70万5,000円は、保険料過誤納付還付金等を計上しております。

以上が、議案第30号、平成27年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(田中 勝毅君) 次に、議案第31号を総務企画部長。

○総務企画部長(静谷 正幸君) 議案書の54ページをお願いいたします。

議案第31号、平成27年度上天草市電気事業特別会計予算について説明させていただきます。別冊予算書の357ページをお願いいたします。

平成27年度上天草市電気事業特別会計予算の予算額は、歳入歳出それぞれ5,295万7,000円を定めるものであります。

358ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、売電による事業収入5,295万7,000円です。

歳出の主なものにつきましては、光熱水費及びリース料3,825万3,000円と一般会計への繰出金

433万7,000円を計上しております。予備費1,036万7,000円を計上しております。

以上が、議案第31号、平成27年度上天草市電気事業特別会計予算であります。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第32号を水道局長。

○水道局長（藤島 幸治君） お疲れさまです。

議案書の55ページをお開きください。

議案第32号、平成27年度上天草市水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書で説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度上天草市水道事業会計の予算は次に定めるところであります。

第2条、業務の予定量は次のとおりとします。給水件数1万1,750件、年間給水量245万3,679トン、1日平均給水量6,722トンです。

主要な建設改良事業は、大瀉ポンプ場・中央配水池間の送水管布設替工事1,500万円、西部第1配水池配水流量計新設工事1,500万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出について説明いたします。

収入・支出ともに9億1,446万7,000円と定めるものでございます。

収入につきまして説明いたします。

4ページをお開きください。

第1款水道事業収益、第1項営業収益で7億7,334万9,000円。これは主に水道使用料金となります。

第2項営業外収益で1億4,111万8,000円。一般会計からの繰入金と長期前受金戻し入れが主なものでございます。

次に、支出について説明いたします。

6ページをお開きください。

第1款水道事業費用総額は9億1,446万7,000円となります。営業費用として8億3,136万6,000円を計上しております。内訳としまして、1（目）原水及び浄水費で3億1,043万8,000円、2（目）配水及び給水費9,411万3,000円、4（目）総係費8,792万2,000円、5（目）簡易水道費596万1,000円、6（目）減価償却費3億2,993万円、7（目）資産減耗費300万1,000円でございます。

9ページをお願いいたします。

第2項営業外費用8,280万6,000円。これは主に企業債の支払利息と消費税及び地方消費税です。

2ページをお開きください。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出について説明いたします。

第1款資本的収入は、第1項企業債7,200万円となります。

次に、支出について御説明いたします。

第1款資本的支出4億2,966万円、第1項建設改良費が1億5,634万7,000円。これは主に工事費の予算となります。

第2項企業債償還金2億6,857万円。

第3項過疎債償還金474万3,000円。

第4項については計上ありません。

詳細につきましては、10ページから11ページに載せておりますので、ごらんください。

なお、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億5,766万円を、過年度損益勘定留保資金3億4,746万5,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,019万5,000円で補填するものでございます。

続きまして、地方債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定めるものでございます。

起債の目的は、送・排水管の整備事業に充当します。限度額は7,200万円で、起債の方法を証書借入れとし、利率につきましては、3.0%以内とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定めるものでございます。

第7条、次に掲げる経費につきましては、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない経費です。職員給与費9,830万円、交際費5万円となっております。

第8条、他会計からの補助金でございますが、経営基盤確立のために一般会計から補助を受ける金額は、7,942万円でございます。

第9条、たな卸資産の購入限度額は1,500万円と定めるものでございます。

予算書では、12ページ以降にキャッシュフロー計算書等、関係資料を掲載しておりますので、後ほどごらんください。

また、最終27ページに予算編成に当たり適用した地方公営企業会計基準について、抜粋して記載しておりますので、御参照ください。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第33号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案第33号について、御説明いたします。

議案書56ページをお願いいたします。

平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算を別冊のとおり、定めるものでございま

す。

別冊の予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成27年度上天草市立上天草総合病院事業会計の予算は、次に定めるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数では、入院で6万5,880人、病床利用率92.3%を予定しております。外来では、内科で11万9,556人、歯科で4,182人を予定しております。1日平均患者数に換算いたしますと、入院で180人、外来で内科486人、歯科17人を予定しております。

主な建設改良工事といたしまして、医療機械器具及び備品購入といたしまして9億9,280万円を計上しております。内訳でございますが、看護学校建替事業の継続費、空調設備改修工事及び医療機器の入れかえ等によるものでございます。

附帯施設の業務予定量といたしまして、看護学校では学生数定員が1学年40人で合計120名でございます。

健康管理センターでは、特定健診受診者数1万8,347人、人間ドック数67件、事業所健診受診者655人を予定しております。

訪問看護ステーションでは、医療訪問件数800人、介護訪問件数1,350人、合計2,150人を予定しております。

次に、介護老人保健施設では、入居者数1万7,934人、1日平均に直しますと49人、利用率に換算いたしますと98%を予定しております。通所者数9,360人、1日平均30人の利用を見込んでいるところでございます。

居宅介護支援センターでは、介護・予防計画数670件を予定しております。

教良木診療所でございますが、外来患者数4,148人、1日平均17人を予定しておるところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款病院事業収益37億4,829万8,000円。前年と比べますと1.3%減少いたしまして、金額で4,759万8,000円の減額となっております。内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用37億4,829万8,000円。前年と比較しまして26.1%、13億2,537万3,000円の減額となっております。この減額理由でございますが、昨年度、地方公営企業会計制度の変更に伴いまして、特別損失で退職給付引当金が増加いたしました。今年度は計上しなくてよいことによるものでございます。

内訳でございますが、第1項から第11項まで記載のとおりでございますので、ごらんいただ

きたいと思います。

次の3ページをお願いいたします。

第4条でございます。資本的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款資本的収入の総額は、11億4,485万9,000円。前年度と比較いたしますと、看護学校建てかえの原資でございます出資金の増加により7.4%増加いたしまして、7,859万7,000円増額しております。

内訳といたしまして、第1項企業債7億5,440万円。

第2項補助金1,936万9,000円。

第3項出資金3億7,099万円。

第4項公固定資産売却代金10万円を計上しております。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出の総額で13億5,502万5,000円。これも前年度と比較いたしますと6%の増加で、7,686万7,000円の増額となっております。

内訳といたしまして、第1項建設改良費9億9,280万円。

第2項企業債償還金3億5,646万5,000円。

第3項投資576万円。これは、看護学生の奨学金貸付でございます。

以上を予定しております。

したがいまして、資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億1,016万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金での補填を見込んでおります。

第5条は、看護学校建替事業に係ります継続費の総額及び年割額を定めたものでございます。平成26年度に本体工事が着工できませんでしたので、平成28年度までの3カ年の継続事業で計画をいたしております。

次の4ページをお願いいたします。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めたものでございます。限度額は7億5,440万円と定めております。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円と定めているものでございます。

第8条でございます。各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ、それ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費23億7,796万円、交際費150万円を計上させていただいております。

第10条は、一般会計からの負担金及び補助金の総額5億5,340万円を計上しております。

第11条でございます。たな卸資産の購入限度額は3億4,795万4,000円と定めております。

次ページ以降、付属書類、参考書類を添付しております。今年度分のキャッシュフロー計算及び説明資料を添付いたしております。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第2号及び地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中 勝毅君） 次に、議案第34号、議案第35号及び諮問第1号の3件を総務企画部長。

○総務企画部長（静谷 正幸君） 議案書57ページをお願いいたします。

それとあわせまして、説明資料の77ページをお願いいたします。

議案第34号、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部変更について、御説明いたします。

今回の提案は、天草広域連合が処理する事務のうち、関係市町職員等の共同研修及び防災無線一括制御卓保守に関する事務を廃止するため、規約の一部を変更するものです。

天草広域連合は、平成11年7月以降、関係市町職員等の共同研修事務を処理してきたところではありますが、平成19年度に、熊本県内の市町村などの職員を対象とした熊本県市町村職員研修協議会が発足したことに伴い、天草広域連合を構成する上天草市、天草市及び苓北町は、同協議会が主催する研修会を活用して職員研修を実施しております。

そのため、天草広域連合において共同での職員研修を実施する意義や必要性がなくなったものであります。

また、各市町の防災無線を一括して管理することができる防災無線一括制御卓を天草広域連合消防本部に設置し、平成18年3月以降、保守事務を処理してきたところではありますが、平成26年3月の新消防庁舎移転改築に際し、新たに導入しました高機能消防指令システムに当該制御卓を統合したため、保守事務を処理する必要がなくなったものであります。

以上のことから、天草広域連合の処理する事務及び規約の一部を変更するものであります。

提案の理由といたしましては、広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが提案する理由でございます。

御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号、第1回定例議会追加議案分であります。

追加議案書1ページをお願いいたします。

あわせまして、平成26年度上天草市一般会計補正予算（第8号）をお願いいたします。

なお、50万円以下の補正につきましては省略させていただきます。

予算書の1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,405万6,000円を追加し、予算総額を186億3,322万8,000円とするものです。今回の補正は、2月3日に成立しました国の補正予算に伴う事業を追加するのが主な内容でございます。

4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費について説明します。ここに計上されています10事業、総額1億6,142万8,000円を平成27年度に繰り越す予定としております。

8ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

65(款)国庫支出金、15(項)国庫補助金は1億3,057万6,000円を増額いたしました。

70(款)県支出金、15(項)県補助金は348万円を増額いたしました。

続きまして、歳出予算の主な内容について説明いたします。

9ページをお願いします。

15(款)総務費、10(項)総務管理費は、移住促進事業及びまち・ひと・しごと総合戦略策定事業によるもので、862万4,000円を増額であります。

20(款)民生費、15(項)児童福祉費は、子育て応援券事業によるもので、1,979万6,000円を増額です。

10ページをお願いします。

35(款)農林水産業費、10(項)農業費は、総額で1,700万8,000円を増額です。内訳といたしまして、認定農業者等支援事業について348万円、農林水産物販売促進事業として838万円、農林水産物等ブランド化推進事業として514万8,000円をそれぞれ増額しております。

40(款)商工費、10(項)商工費8,400万円を増額です。内訳としまして、プレミアム商品券事業補助金5,500万円、観光事務総務事業2,900万円でございます。

50(款)消防費、10(項)消防費は、避難場所等整備事業費補助金1,200万円を増額です。

75(款)予備費、10(項)予備費は737万2,000円を減額し、2億9,731万7,000円となります。

以上が、補正予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、当初の議案書の59ページをお願いいたします。

諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、諮問させていただきます。

今回の提案は、人権擁護委員の任期満了に伴い、候補者を法務大臣に推薦するに当たり、議会に意見を求めるものであります。

候補者の氏名、山下勝市。住所、上天草市大矢野町登立9490番地。生年月日、昭和23年3月6日。

山下氏は、平成20年3月に松島郵便局を退職された後、同年8月から約4年間にわたり上天草市社会教育委員を務められ、市の社会教育の発展に寄与されました。また、平成21年10月から人権擁護委員として活躍されております。広く社会の実情に通じておられ、人格識見も高く、適任者ということで推薦させていただきます。

提案の理由といたしましては、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第

6条第3項の規定により、議会の意見を聞く必要がございますので、御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 勝毅君） 以上で、執行部からの議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。

あす27日から3月2日までは議案研究のため休会し、次の本会議は3月3日の午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、あす27日の午後3時までに通告書の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時40分